

季節労働者資格取得支援事業

- ◆ 季節労働者の通年雇用化を促進するため、季節労働者の教育訓練の資格取得経費を助成します。
- ◆ 当協議会指定の教育訓練を受講し、試験合格(資格取得)した季節労働者の方に受講料等の10分の3(限度額13万円)を支給します。

① 助成対象となる季節労働者

申請書を提出する日の属する年度又はその前年度に雇用保険の短期雇用特例求職者給付の受給資格者の内、現に一般被保険者である者を除いた者で、当協議会が指定した教育訓練の受講を承認した者とします。

② 助成対象となる教育訓練

※下記資格は対象教育訓練の一部であるため、詳細はお問合わせください。

分野	季節労働者資格取得支援事業
建築・土木	2級電気工事施工管理技士、2級土木施工管理技士など
運輸・通信	大型、大型特殊、けん引、普通2種、大型2種車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛など
社会福祉	介護職員初任者研修など
情報処理	パソコン2級検定など

令和7年3月10日までに資格試験の合格が確認できる教育訓練であることが必要です。(教育訓練の受講終了により、資格取得が確認できる場合も含む)。

③ 手続き方法

- 助成を受けるためには、事前の相談及び受講希望の教育訓練(講座)の実施計画を協議会に提出し、承認を受けることが必要なことから、受講前に必ず協議会へお問合わせください。
- 助成金の交付を受けるためには、資格試験の合格(教育訓練の受講終了による資格取得)から1ヶ月以内または令和7年3月までの早い日までに当協議会へ助成金の交付申請が必要です。

北海道は、積雪寒冷で厳しい気象条件のため、冬期間の産業活動に大きな制約を受けることから、季節的な業務に従事する季節労働者が約3万3千人おります。その内、南檜山地区では、建設業を中心に約400人が季節労働者として働いております。景気回復の遅れや公共事業が縮減傾向にある中で、季節労働者を取り巻く環境は地域の重要な課題です。

このため江差・上ノ国・厚沢部・乙部・奥尻の自治体や檜山振興局、経済団体が一体となって季節労働者の通年雇用化に取り組んでおります。

檜山振興局／南檜山地域通年雇用促進支援協議会



お問合せ
申請先

〒043-8560 檜山郡江差町字中歌193番地1
南檜山地域通年雇用促進支援協議会
(事務局)江差町産業振興課商工係内
(電話)0139-52-6729 (FAX)0139-52-0234

通年雇用へ しっかりサポート

季節労働者の通年雇用対策

事業所向けセミナー・助成金等相談会
季節労働者向けセミナー開催

現場で役立つ
資格の取得支援

職場体験の実施

通年雇用に向けた
アドバイス・情報提供

南檜山地域通年雇用促進支援協議会

南檜山地域

通年雇用促進

支援協議会の

主な事業活動です。

事業主の皆さまのご理解・ご協力をお願いいたします。

◎季節労働者を雇用していない一般業種の皆さまにおかれましても、季節労働者の通年雇用に関して、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業所・季節労働者向け事業

職場体験実習事業

■季節労働者が通年雇用を希望するものの、未経験の職種に転職することを不安に感じ、ためらうケースがあることから、異業種の職場を経験することで、不安の解消と仕事の適性を判断するための取り組みです。実習者の希と受入事業所の要望を踏まえプランを作成し実施します。

■実習者の意見を聞きながら
1日～4日間で行います。

実習希望者と
受入事業所の条件が
整い次第実施

事業所向け事業

事業所向け通年雇用支援セミナー

■季節労働者の通年雇用化のためには、地域の事業所の通年雇用化への理解や意欲喚起が不可欠なことから、建設協会や商工会、ハローワークと連携し地域の事業所を対象として、国の助成制度の説明や利用事例の紹介、経営の多角化による通年雇用化の成功事例の紹介などを行うセミナーを開催します。

令和6年10月から
令和7年3月の間に
開催予定

※セミナー開催前には、新聞折込等による周知を行います。

情報提供事業・季節労働者意識調査事業

■季節労働者を雇用している事業所へ新分野開拓から雇用に関することなどの各種支援制度を周知するため情報誌を配布します。

■季節労働者の通年雇用に関する意識や意欲、通年雇用化に資する資格等について調査を行い、協議会の事業をより効率的に進める上で参考にするとともに、今後の事業構築に役立てます。

事業所向け助成金等相談会事業

■季節労働者を雇用、または雇用を予定している事業所を対象に、通年雇用できる環境を整えるための対応策や国や道の助成制度の利用方法、経営相談等についてアドバイスするため、セミナー及び相談会を開催します。



セミナー及び相談会は
令和6年10月から
令和7年3月の間に
開催予定

季節労働者向け事業

季節労働者向け通年雇用支援セミナー

■季節労働者の通年雇用に向けた意欲啓発を促すとともに、今後の職業選択などについてアドバイスをを行うセミナーを実施します。

※セミナー開催前には、新聞折込等による周知を行います。

令和7年1月から
3月の間に開催予定

建設機械系技能講習

■季節労働者の多様な技能習得を図るため、建設機械系の技能講習事業を実施します。

- ①車両系建設機械（整地・運搬・積込及び掘削用）運転（定員5名）、
- ②フォークリフト運転（定員5名）、
- ③玉掛け（定員5名）、
- ④小型移動式クレーン運転（定員5名）
- ⑤ショベルローダー等運転技能講習（定員5名）

■講習の実施方法は、受講者が道南地域内で実施する講習へ通学し受講（通学に伴う経費は自己負担）。受講料は協議会が全額助成します。

※受講者の募集は、事業所及び登録済みの季節労働者へ郵送、協議会のホームページ等でお知らせします。

令和6年8月から
令和7年3月に
開催予定

